

クールしものせきサポーターClub 登録制度実施要領

平成31年3月25日決裁

(目的)

第1条 この事業は、市民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を実現するため、下関市民及び下関市に所在する事業者が、下関市のサポーターになることで下関市の地球温暖化対策の取り組みを支援することにより、下関市域における地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業に登録できる者は、下関市内に在住、通勤、通学する個人及び下関市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者とする。なお、事業者には、学校、各種団体、非営利活動法人等を含む。

(事業参加)

第3条 この事業に登録する者は、環境保全対策に関する法令、条例及び下関市が取り組む事項に違反することなく、下関市環境基本計画の基本目標「環境負荷の少ない循環型社会の構築」「未来につなぐ低炭素の社会づくり」の実現を目指し、クールしものせきサポーターClub 登録申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を下関市環境部環境政策課(以下「環境政策課」という。)に提出すること。

(参加登録)

第4条 申請書が提出された場合、環境政策課はその書類の確認を行い、適当と認めるときはクールしものせきサポーターClub 登録者(以下「登録者」という。)として登録するとともに、クールしものせきサポーターClub 参加登録証を交付する。

(登録者への情報提供)

第5条 環境政策課は、下関市域の温室効果ガスの削減に資する情報、地球温暖化対策に係る情報等を登録者に電子メール等で提供する。

(登録者支援項目)

第6条 登録者は、下関市への地球温暖化対策支援として、プロモーション支援を行うものとする。支援内容は、環境政策課の依頼に応じて、環境学習会、環境保全活動に係るポスター等の掲示、パンフレット等の配布、ホームページ、社内報等への掲載とする。

(公表)

第7条 環境政策課は、登録事業者名を下関市ホームページ等に公表し、広く市民、事業者に知らせることとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定めることとする。

附則 この要領は、平成31年5月1日から施行する。